

岐阜県公報

第二千九百五十七号
平成三十年六月二十二日

(金曜日)

開発行爲の工事の完了

平成三十年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

(建築指導課) 四〇二
(人事委員会) 四〇四

目次

規則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(保険医療課) 三九四^ハ

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 三九四

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商業・金融課) 三九五

告示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 三九五

道路の供用開始

(道路維持課) 三九五

電線共同溝整備道路の指定

(同) 三九六

洪水浸水想定区域の指定

(河川課) 三九六

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 三九七

土砂災害警戒区域の解除

(同) 三九八

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 三九八

土砂災害特別警戒区域の解除

(同) 三九九

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 四〇〇

土地改良区の設立の適当の決定

(農地整備課) 四〇〇

県営土地改良事業計画の決定

(同) 四〇一

県営土地改良事業の変更計画の決定

(同) 四〇一

公共測量の終了

(用地課) 四〇一

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技術検査課) 四〇一

国土調査の指定

(都市政策課) 四〇二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成三十年六月二十二日

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三中

療養負担過重患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態 (基準①及び基準②の該当する欄に○を付けてください。)			
該当対象部位	基準①	基準②	
眼		悪性新生物	
聴器		慢性腎疾患	
上肢		慢性呼吸器疾患	
下肢		慢性心疾患	
体幹・脊柱		先天性代謝異常	
肢体の機能		神経・筋疾患	
		慢性消化器疾患	
		染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
		皮膚疾患群	

を

療養負担過重患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態 (基準①及び基準②の該当する欄に○を付けてください。)			
該当対象部位	基準①	基準②	
眼		悪性新生物	
聴器		慢性腎疾患群	
上肢		慢性呼吸器疾患群	
下肢		慢性心疾患群	
体幹・脊柱		先天性代謝異常	
肢体の機能		神経・筋疾患	
		慢性消化器疾患群	
		染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
		皮膚疾患群	
		骨系統疾患	
		脈管系疾患	

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県クリーニング業法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

足記第十号第廿五中「戸籍の謄本又は抄本」と「戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）」と「示す」と記載した」と改める。

足記第十号第廿五中「戸籍抄本」と「戸籍謄本又は戸籍抄本」と改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十六年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「〇・四五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表十七の項中「次に掲げる」を「地域のブランドづくりのために行う地域資源を活用した商品又はサービスの開発又は質の向上に関する」に改め、同項各号を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第三百二十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	母の絶頂 湯村で撮って		新日本映画
	美熟セックス 母たちの秘密		新興映画
	白衣の妹 無防備なお所		オーピー映画
	ステイルライフ オフ メモリス		オム
	2重螺旋の恋人（原題） L'AMANT DOUBLE		キノフィルムズ（フランス、ベルギー）

2 指定年月日

平成30年6月22日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）

県道				
古野井上線	加茂郡八百津町上牧野字倉曾 一五番九地先から	一四六・一	平成 三〇・六・三	平成 三六・二・三
同郡同町同字同	二一番三地先まで			

岐阜県告示第三百二十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	指定の部	備考
県道	美岐山阜線	岐阜市島栄町二丁目四五番一 地先から 同市則武中二丁目一四八番 一 地先まで	五〇五・〇	上下線	

岐阜県告示第三百二十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、木曾川水系長良川に係る洪水浸水想定区域並びに当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年岐阜県告示第五百二十八号は、廃止する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百二十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、木曾川水系武儀川に係る洪水浸水想定区域並びに当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜県美濃土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成十七年岐阜県告示第七百三十四号は、廃止する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百二十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、木曾川水系津保川に係る洪水浸水想定区域並びに当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年岐阜県告示第五百三十三号は、廃止する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百二十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、木曾川水系境川に係る洪水浸水想定区域並びに当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年岐阜県告示第五百三十号は、廃止する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
くら平	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿山	下呂市小坂町大洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
アラヤ	下呂市馬瀬川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下樽口	下呂市馬瀬数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川林	下呂市馬瀬中切	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山本	下呂市馬瀬西村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿本	下呂市馬瀬西村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野首2	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
祖父利	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃洞上平谷川	下呂市小坂町門坂	次の図のとおり	土石流
上林谷川	下呂市小坂町坂下	次の図のとおり	土石流
長尾谷川	下呂市小坂町湯屋	次の図のとおり	土石流
若栃平谷川	下呂市小坂町大洞	次の図のとおり	土石流
坂本谷	下呂市馬瀬西村	次の図のとおり	土石流
前平谷2	下呂市金山町岩瀬	次の図のとおり	土石流
庭津津谷川	下呂市金山町祖師野	次の図のとおり	土石流
中戸川谷上谷川	下呂市金山町戸部	次の図のとおり	土石流
和田谷	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	土石流
野首谷2	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	土石流
野首谷3	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	土石流
洞口谷3	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	土石流
菅沼谷川	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	土石流
上神田谷川	下呂市金山町金山	次の図のとおり	土石流
栃ヶ洞谷川	下呂市金山町金山	次の図のとおり	土石流
松坂谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流
下袋坂谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流
御園谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流
上洞谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百二十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
くら平	下呂市小坂町長瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百四十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アラヤ	下呂市馬瀬川上アラヤ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川林	下呂市馬瀬中切小川林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山本	下呂市馬瀬西村山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本谷	下呂市馬瀬西村坂本	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百三十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
祖父利	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

菅沼谷川	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	土石流
洞山谷 3	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	土石流
野首谷 3	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	土石流
野首谷 2	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	土石流
和田谷	下呂市金山町戸部	次の図のとおり	土石流
中戸川谷上谷川	下呂市金山町戸部	次の図のとおり	土石流
庭回津谷川	下呂市金山町祖師野	次の図のとおり	土石流
前平谷 2	下呂市金山町岩瀬	次の図のとおり	土石流
坂本谷	下呂市馬瀬西村	次の図のとおり	土石流
若橋平谷川	下呂市小坂町大洞	次の図のとおり	土石流
長尾谷川	下呂市小坂町湯屋	次の図のとおり	土石流
上林谷川	下呂市小坂町坂下	次の図のとおり	土石流
橋洞上平谷川	下呂市小坂町門坂	次の図のとおり	土石流
祖父利	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野首 2	下呂市金山町東沓部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿本	下呂市馬瀬西村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本	下呂市馬瀬西村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川林	下呂市馬瀬中切	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下樽口	下呂市馬瀬数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
アラヤ	下呂市馬瀬川上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿山	下呂市小坂町大洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

上神田谷川	下呂市金山町金山	次の図のとおり	土石流
橋ヶ洞谷川	下呂市金山町金山	次の図のとおり	土石流
松坂谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流
下袋坂谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流
御園谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流
上洞谷川	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第三百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

くら平	下呂市小坂町長瀬	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称 区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-----	----------	-------------------------------	--------------	---------------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年

岐阜県告示第四百三三号(の)うち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アラヤ	下呂市馬瀬川上アラヤ	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川林	下呂市馬瀬中切小川林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本	下呂市馬瀬西村山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本谷	下呂市馬瀬西村坂本	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第百六号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

清水	下呂市金山町東香部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
祖父利	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年六月二十二日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス又丸店
岐阜市又丸一九番一 外
- 二 意見の概要
岐阜市長の意見
・ 駐車場について
(届出事項 新設)

土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八條第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
檜俣北部土地改良区	檜俣北部地区	輪之内町役場	平成三〇・七・二二から七・二三まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
滝ヶ洞地区	可児市役所	平成三〇・七・二二から七・二三まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
郡上北西部地区	郡上市役所	平成三〇・七・二二から七・二三まで

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局高山国道事務所
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十九年四月七日から平成三十年三月三十日まで
- 四 作業地域
飛驒市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成三十年四月十日	飛州土木株式会社	代表取締役 今井	下呂市萩原町上村五一〇番	般二十七 一五一〇九	石及び舗装工事業

平成三十一年五月一日	有限会社 三島木工	代表取締役 三島	郡上市高鷲町 大鷲一五七〇	般二十五 四五〇一	ガラス工事業
平成三十一年五月一日	中屋	中村光治	安八郡神戸町 大字神戸四五 一番地	般二十五 二〇〇九九	土木、管及び水道 施設工事業
平成三十一年四月十七日	有限会社 長瀬電気	代表取締役 横山 孝行	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬九 三六番地の一	般二十八 三〇〇一四	電気工事業
平成三十一年四月十七日	西建産業 株式会社	代表取締役 宗宮 與裕	揖斐郡揖斐川町脛永一六四 五	特二十九 二二〇一	造園工事業
平成三十一年四月十六日	株式会社 カンチ	代表取締役 高井 勝由	岐阜市大池町 六一番地	般二十八 一〇〇九七	土木、とび・土工 及び舗装工事業
平成三十一年四月十五日	ネイティ ブ・丹・ キヤビン	反中芳彦	高山市国府町 八日町一五六 九	般二十六 九五〇〇八	建築及び大工工 業
平成三十一年四月十四日	いさじ設 備工業株 式会社	代表取締役 伊佐 治順也	可児市中恵土 一七五六番地 一	般二十八 五〇〇七八	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗 装、しゅんせつ及 び水道施設工事業
平成三十一年四月十四日	有限会社 松岡建築	代表取締役 松岡 徹	安八郡神戸町 西保六五四	般二十五 二〇〇一八	建築及び大工工 業
平成三十一年四月十四日	鈴木一商 事	鈴木一義	不破郡垂井町 二二一〇番地 の六	般二十八 九六七〇	とび・土工工事業
平成三十一年四月十日	今井製材 所	今井昌澄	加茂郡白川町 下佐見二九〇 四	般二十八 五〇〇〇〇	建築工事業
平成三十一年四月九日	今井塗装	今井豊市	下呂市萩原町 上村一三四一 番地一	般二十六 八〇〇〇五	塗装工事業
日		和秋	地		

平成三十一年五月十日	小野住建 会社	代表取締役 玉川 福和	高山市山田町 七四三九	般二十七 七五三五	土木、とび・土工、 石、鋼構造物、舗 装、しゅんせつ及 び水道施設工事業
日		博美	番地六	七	

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成三十年六月十二日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
関市	関市富之保及び下之保の一部	平成三〇・三〇・三二から 三〇・三二・三二まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一四号の九 平成二九・九・二〇 〔同岐西建築第四四号の三〕 同三〇・五・二</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市竹鼻町駒塚字四番地八七二番及び八七九番四から八七九番六まで</p>	<p>公共施設の種類の</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>羽島市上中町中五二二番地 有限会社ワオン 代表取締役 加藤 隆康</p>
<p>同岐西建築第一四号の二 平成二九・一一・二九</p>	<p>羽島市正木町曲利字才勝一三八六番</p>	<p>道路、下水</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡笠松町門前町七八番地一 高橋コーポレーション株式会社 代表取締役 高橋 直樹</p>
<p>同岐西建築第一四号の二 平成三〇・一・九</p>	<p>羽島市正木町曲利字村前一四二番及び一四三番</p>	<p>道路、下水</p>	<p>同</p>	<p>大阪市北区天神橋二丁目北二番一―号 株式会社大倉 代表取締役社長 川合 南都子</p>
<p>同岐西建築第一五号の一 平成二九・一一・三〇</p>	<p>瑞穂市横屋字大跡一一二番一及び一一三番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地 株式会社ハウストウ 代表取締役 安藤 正弘</p>
<p>同岐西建築第一五号の二 平成二九・一一・二五</p>	<p>瑞穂市祖父江字伯母塚西一六〇番一及び一六一番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地 株式会社ハウストウ 代表取締役 安藤 正弘</p>
<p>同岐西建築第一五号の二 平成三〇・二・二六</p>	<p>瑞穂市祖父江字伯母塚中三二〇番一</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>本巢市仏生寺二六六番地の二 株式会社鶴飼 代表取締役 鶴飼 幸子</p>
<p>同岐西建築第一五号の二 平成三〇・三・三三</p>	<p>瑞穂市十九条字河原二二八番一及び二二九番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白井 泉</p>
<p>同岐西建築第一九号 平成二九・六・二三 〔同岐西建築第二六号の二〇〕 同二九・一一・一四 同岐西建築第二六号の三三</p>	<p>〔第四工区〕本巢市政田字下西浦一九三八番一の一部、一九三九番一及び一九四〇番一の一部</p>	<p>道路、緑地</p>	<p>同</p>	<p>千葉県千葉市美浜区中瀬一五― イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳</p>

同三〇・二・一三 同岐阜西建築第四号 同三〇・五・一六				
同岐阜西建築第二三三号の三 平成二九・八・七 同岐阜西建築第二六号 の四五 同三〇・三・二九	安八郡安八町東結字芝原中二二六六番一、二二六七番一及び二二六八番一	道路	同	安八郡安八町南今ヶ淵五〇六番地の三 株式会社大安八イム 代表取締役 渡 部 久 安
同岐阜西建築第二三三号の一 二 平成三〇・二・二七	安八郡安八町森部字南沼一六二四番一から一六二四番四まで、一六二五番一、一六二五番五及び一六二六番三から一六二六番五まで	道路	同	岐阜県瑞穂市宝江二五一 一 株式会社モリ機工商会 代表取締役 森 誠

平成三十年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成三十年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成三十年六月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

警察官採用試験			試験名	試験区分	採用予定人員
警察官A	(男性)	十	警察官A	(男性)	十五人
警察官A	(女性)	五	警察官A	(女性)	五人
警察官B	(男性)	五	警察官B	(男性)	十五人
警察官B	(女性)	十	警察官B	(女性)	五人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受 験 資 格
警察官A (男性) 警察官A (女性)	次に掲げる者 一 平成三十年四月一日における年齢が三十五歳未満の者で、大学を卒業したもつ又は平成三十一年三月までに大学を卒業する見込みのもの 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B (男性) 警察官B (女性)	平成三十年四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成三十一年三月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな

くなるまでの者

- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成三十年九月十六日(日) 午前八時三十分から、岐阜市、各務原市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(3) 資格加算

柔道、剣道、語学(英語、中国語、ポルトガル語又は韓国語)、簿記、情報処理又はスポーツ経歴における資格の調査を行います(資格を証明する資料の写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表

平成三十年九月二十七日(木)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示

板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年十月中旬から同年十一月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査基準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二十メートルシヤトルラン)。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験(警察官Aに限る。)

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定

3 最終合格者の発表
 の身体検査書の提出を求めます。).

第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成三十年十一月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により可否結果を通知します。

5 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された後、警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されま

す。採用予定日は、原則として平成三十一年四月一日です。
 ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大卒業者、高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成三十年度新規採用者の初任給は、大学卒業者で二十一万二千七百円、短大卒業者で十九万四千八百円、高校卒業者で十七万九千七百円で、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページから入手することができます。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/tetsuzuki/keikan-saiyo/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(宛先明記の角形二号封筒)を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分(「警察官A(男性)受験」、「警察官A(女性)受験」、「警察官B(男性)受験」又は「警察官B(女性)受験」)を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒500-8501(住所不要)岐阜県警察本部警務課宛てで、郵送してください。

なお、受験票は、申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十年七月十三日(金)から同年八月十四日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送の場合は、平成三十年八月十四日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局(電話〇五八二七二一八七九六)、岐阜県警察本部警務課(電話〇五八二七二二四二四 内線二六三三)又は県内の各警察署へ問い合わせてください。